

日本年金機構運営評議会（第3回）議事要旨

1. 開催日時 平成22年9月29日（水）15時～18時
2. 場 所 日本年金機構本部4階第2会議室
3. 出席委員 岩村座長、市川委員、大槻委員、小島委員、福田委員、牧嶋委員、山本委員、横山委員（8名）

4. 議題

I 各種報告

- (1) 平成21事業年度業務実績に対する厚生労働大臣による評価結果について
- (2) 国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
- (3) お客様の声の状況、サービス改善・年金相談体制改善への取組状況について
- (4) 所在不明高齢者問題について
- (5) 平成23年度予算概算要求について
- (6) 委員からのご指摘事項について
- (7) 現場視察報告について

II 障がい者団体からのヒアリング

- 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
- 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
- 特定非営利活動法人 全国精神保健福祉会連合会

5. 意見概要

【I 各種報告】

- 上記4. 議題Iの各種報告について、機構から資料に基づき説明がなされた後、意見交換等が行われた。その主な意見の概要は以下のとおり。（注 ○：委員意見 ●：機構からの説明）
 - 「評価結果」について、「記録問題」や「厚生年金」の項目など、機構の自己評価よりも厚労省の評価の方が低い項目がある。その理由と、改善するための具体策はあるか。
 - 例えば、「その他年金記録問題の解決に向けて取り組むことが必要な事項」については、計画内容が具体的に設定されているものではないが、機構としては重複付番の解消の取組を想定していたため、自己評価では「B」とした。しかし、年金記録回復委員会が行った「記録の回復基準に関する職員の認識レベル」についての覆面調査において、低調な調査結果となった点を捉え、厚生労働省の評価では機構の自己評価より低い「C」評価とされたものと理解している。

また、「厚生年金保険等の適用・徴収の促進」の取組については、21年度計画として数値目標が設定されていたわけではなく、「事務所ごとに計画を立てて実施すること」となっていた。21年度の実績では、前年度の実績を下回った指標が多いものの、厳しい経済状況の下で全体的に見るとおおむね前年に近い実績数値をあげたため、自己評価としては「B」とした。しかし、事務所ごとの計画数値を積み上げたものと実績の数値を比べると、実績数値が計画数値を下回っていることなどから、「各年金事務所において、適切な進捗管理がなされていたとは評価し難い」として、厚生労働省の評価では「C」とされたものと理解している。

- 障害厚生年金の給付事務が滞っているようだが、社会保険審査官や社会保険審査会への審査請求との関係もあるのではないかと。年金案件の審査が多数持ち込まれているが、審査体制が十分ではないのではないかと。そのために遅延や不便をきたしているのではないかと。体制を改善すべきではないかと。
- 社会保険審査会に関しては、機構ではなく、省の組織なので、体制改善の要望は、厚生労働省に伝えることとしたい。機構内の障害厚生年金の給付事務に関しては、4月から障害年金業務部の体制を強化した。ただ、今までの累積や精神疾患関係の請求が増えてきているといった状況があるため、今後も計画的に対応していきたい。
- 過日、国民年金の納付率について、「国民年金保険料を4割の人が納付していない」という報道があった。まるで公的年金を納めていない人が4割もいるように誤解を与えかねない表現だが、実際には公的年金は約95%の者が保険料を納付している。そういう説明をしないと国民の誤解を招き、ますます「制度に対する将来不安」を感じる人が増えてしまうことが心配。こうした報道は、公表の仕方に問題があってこうなっているのか、報道の問題なのか。どのような形で公表したのか。
- 国民年金保険料の納付率が低水準にとどまっている理由の一部には、「将来年金はいらないから保険料も払いたくない」という人がいることや、「政府が年金制度を一元化し、税制の抜本改革をして月額7万円の最低保障年金を創設すると発表したため、今納めても無駄になる」と誤解している人がいることがあるのではないかと。また、保険料の延納ができるということで、特に若い人は「今納めなくても後で納めればいい」と考えている向きもあり、納付率の低下を招いているのではないかと。年金委員を使うなどしてもっと年金の啓発活動が必要ではないかと。
- 納付率の発表は、厚生労働省と共同して記者会見した。納付率については、最終納付率をアピールしていきたい。年金委員の活用も重要と考えているので、関連部署と連携をしながら年金広報・教育の強化を図っていきたい。

- 市場化テスト受託事業者の最低水準の達成率は、平成 19 年度からの継続実施分と比べると、平成 20、21 年度からの継続実施分が大幅に落ち込んでいるが、この格差の理由は何か。入札方法の変更や既契約分の改善措置については、しっかり取り組み、結果を出すことが必要。一時的に保険料を納付してもらっただけでなく、年金制度を理解してもらわないと、滞納の繰り返しになる。そのためにも、戸別訪問を重視するなどの改善策の徹底や事務所との連携が必要。また、市場化テストよりも、むしろ職員に対する保険料徴収の研修・教育の強化に取り組むことが重要。
- 平成 21 年は低価格で落札されたことが大きい。業者は経費削減を図るため、電話による納付督促を中心的手段とし、戸別訪問は殆ど行っていない。また、市場化テストは民間ノウハウを利用するという目的であったため、業務の進め方に対する助言等を遠慮するなど、当初、連携不足であったことも否めない。今後は連携をしっかり図るつもりであるし、今年度の研修はしっかり取り組んでいる。さらに、平成 19 年からの継続実施分は納付率の悪い事務所が対象となっていたのに対し、平成 20 年・21 年は納付率が良い事務所を対象にしたのも原因と思われる。
- 市場化テストの委託費はどのくらいか。そもそも、機構以外の方が保険料納付の督促をして、納付しようという気になるのかという根本問題があるのではないか。結果が出ないのであれば何らかの見直しも必要ではないか。
- 平成 19 年は 95 事務所、3 年間の契約で、62 億円。平成 20 年は 90 事務所、2 年間の契約で、27 億円。平成 21 年は 127 事務所、3 年間の契約で、32 億円。
- 保険料を払わなかったらどういう不利益があるのか、を端的に説明する必要があるのではないか。また、戸別訪問で督促する際にも、なぜ保険料を納めなければならないかなど丁寧な説明をして、年金に対する理解を深めてもらう必要がある。
- 20 歳になった際の加入勧奨のリーフレットをわかりやすく見直すなどに取り組んでいるが、引き続き、広報に努めていきたい。
- 資料の「お客様の声の状況報告」には市区町村からの要望は入っているのか。先日、全国の市の年金事務関係の協議会を開催し、協議会から「情報照会端末の情報範囲の拡大をしてほしい」「電話照会がなかなかつながらないので使用回線の高度化をしてほしい」「情報照会端末の稼働時間が 5 時で終了してしまうが弾力化してほしい」といった要望を提出している。これに対する回答はいただいているか、検討状況を教えてほしい。
- この資料は、一般のお客様の声を対象としており、ご指摘のものは入っていない。
- ご指摘のご要望に対しては、確認の上、担当部署から改めて回答させていただくこと

としたい。

- 外国人の方が年金の手続きをする際、言葉が通じなかった場合の事務所の対応状況はどうか。トラブルは生じていないか。
- 現時点で、トラブルになった状況は聞いていない。年金事務所として対策を講じているわけではないが、自治体やNPOにサポートする人がいるのでそうした方々の協力を得て対応しているのではないかと思う。
- 未適用事業所適用促進に関して、民間委託の調達単位を都道府県からブロック本部単位に変更しているが、調達単位を大きくすることによってコストは下がるかもしれないが、効果も下がるのではないか。
- 国民年金、厚生年金関連業務の民間委託は、ある程度地域をまとめないとスケールメリットによるコストダウンを期待できないため、全国で10数ブロックに分けて調達を行っている。国民年金の市場化テストでは、平成20年度の落札価格を公表したため、低価格競争に拍車がかかった傾向がある。このため、平成21年度の調達においては評価方式を変え、価格と技術の評価を1:3とするよう仕組みを変更した。また、厚生年金の未適用事業所対策については、従来も成功報酬制はとっていたものの、実質的にはコンタクトを取るだけでよい仕組みだったが、今年度は成功報酬のインセンティブが働くよう、適用に結びついた場合の成功報酬の要素を取り入れている。

【Ⅱ 障がい者団体からのヒアリング】

- 上記4. 議題Ⅱについて、別添の資料に基づいて、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会、特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会から、それぞれ公的年金制度や運用に関するご意見・ご要望をいただいた。その後、意見交換等が行われた。その主な意見の概要は以下のとおり。
(注 ○：委員意見 ●：機構からの説明 ◎：障がい者団体からの意見)
- (障がい者団体からの要望・意見を検討するに当たり)、窓口で徹底すべきこと、制度に関わることなど、いくつか整理した方がよいのではないか。
- 私どもは、法律・政令・省令などに基づき、決められた制度の運用に当たっている。例えば、年金額を引き上げてほしいといった制度に関するご意見・ご要望に対しては機構では回答が出来ないため、年金局にご要望をお伝えすることになる。また、診断書の様式や手続きといった省令などで位置づけられているが、運用実務に関わる事項については、厚生労働省に対して提案して検討していくことになる。相談体制や施設のバリアフリーといったものに関しては、予算の手当てが必要ではあるが、機構内で検討できるものとなる。

- ◎ 要望としては、制度の本体に触れざるを得ない。診断書の問題なども機構だけの話ではないと分かっているが、厚生労働省の所管にきちんと伝えていただきたい。要望内容は、整理していただければと思う。
- 公的年金は、制度面については厚生労働省が所管しており、運用面を機構が担うといった体制であるため、機構単独では対応できない要望もある。本日のヒアリングで取り上げる内容に関しては、当初、運用面に関する事項だけといったことも考えたが、制度と運用が密接に絡んでいるものもあるので、特別の区分けはせず、お伺いすることとした。議論を進める上では、整理をして進めたい。
- 障害を持ってはいるものの障害等級には該当しない人が、老齢基礎年金を繰り上げ請求して受給者となった後に障害等級に該当することになった場合、たとえ障害年金の方が有利でも障害年金は受給できないが、それで困ったという事例はあるのか。
- ◎ 実際にそういった話を聞いたことはないが、それを心配している障害者は多い。特に精神疾患で認定を受けている人は状態が揺れ動くため、等級変更や不該当となった場合のことを心配している。
- 診断書は、政令や省令で定められているものなのか。認定に当たって精神の障害と知的障害とは同じ様式の診断書を使うとのことだが、両者の診断書の様式は変えるべきと思う。診断書は精神、身体、知的と障害別に書式を変えるべき。
- 診断書は、通知によって定められている。
- バリアフリーの状況はどうなっているか。
- 入口の段差の解消はおおむねできていると考えているが、詳細を調べて、対応が必要な部分があれば、今後対応していきたい。障害者用トイレは、ほとんどの年金事務所に設置済み。低いカウンターの設置に関しては、今後検討していきたい。
- ◎ ハード面のバリアフリーのみでなく、今後はソフト面、つまりコミュニケーションのバリアフリーが求められるようになると思う。現在、内閣府において障害者権利条約の批准などについても検討されているので、機構においても障害者権利条約との整合性について是非検討していただきたい。
- ◎ 機構の障害者実雇用率を教えてください。
- 6月1日現在で2.6%。法定雇用率2.1%に達している。実人数は約500人。うち、ダブルカウントとなる重度の障害者は約150人。

- ◎ 就労した場合に所得制限によって障害基礎年金が下がる場合があるわけだが、その窓口説明は全国统一にしてほしい。また、当事者の親が手続きをすることが多いので誰にでもわかりやすい記入用紙を作ってほしい。
- ◎ 就労して収入があると、年金が止まる場合がある。ただし、就労はしていても能力や長時間勤務ができないことなどから、十分な収入が得られない者も多い。年金をもらいながら安心して働けるようにしてほしい。家族や周囲の援助があってやっとなできている就労に対して、簡単に就労ができているような判断をしてもらいたくない。
- ◎ 障害者枠で就労した知的障害の人は、年金停止等はない県と、就労したことで年金等級が下がって支給停止になる県があるということも問題である。全国统一して頂きたい。
- ◎ 精神障害は初診が遅れることが多くあり、障害年金の遡及請求に該当する場合が少ない。遡及請求に該当する場合は診断書が2枚必要だが、1枚しか渡さない事務所も多い。事務所窓口での診断書の適正な枚数の配布と説明の徹底をお願いしたい。
- ◎ ポストポリオの障害厚生年金の認定についての扱いを知らない社会保険労務士もいるので、広報をきちんとしてほしい。
- ポストポリオの障害年金の給付は、機構においても事務運用、周知を図っている。
- ◎ 審査請求、再審査請求についての窓口対応を徹底してほしい。窓口で「申請しても決定は変わりませんよ」などと言われ、あきらめる人もいる。申請をする権利は全員にあるのだから適切な案内をしてほしい。現在は地方厚生局が担当窓口となるようだが、事務所に相談があれば提出先を案内するなど丁寧に説明してほしい。
- ◎ 障害認定を受けても、なお国民年金保険料を払っている人がいるが、障害基礎年金の受給権を遡及して取得した場合は、納付済みの保険料は還付できることとなっている。障害年金の請求手続きの際に、市町村窓口での対応がまちまちなので、この案内を徹底してほしいし、この件の該当者には通知をしてほしい。また払ってしまった場合の還付の処理をきちんとしてほしい。

(以上)

平成 22 年 9 月 29 日

日本年金機構に対するヒアリングの内容

社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
常務理事兼事務局長 森祐司

1. 年金制度について

- (1) 障害基礎年金月額約（1級82,500円、2級66,200円）が低く地域での生活が出来る額（生活保護基準以上）に上げていただきたい。
- (2) 在日外国人無年金者に対する救済措置を図っていただきたい。
- (3) 18才～20才（未満）の間の障害を持った学生は年金が出ないので、学生生活が苦しい。この間の救済措置を図っていただきたい。
- (4) ポリオで進行した障害者のうち、就労している方々が最近障害厚生年金を受けるケースが出ているが、このことを知らない社会保険労務士もいるので、広報をお願いしたい。
- (5) 特に精神障害者は初診日が証明できず、あるいは、発症と初診日のずれなどから多くの無年金者がいる。その救済措置をお願いしたい。

2. 手続きについて

- (1) 障害者年金の年金請求書審査期間があまりにかかり過ぎるのでその解決をお願いしたい。
- (2) 年金の内容をはじめ、仕組みが複雑で説明を受けても良く分らない。
また、年金申請提出書類が多く、内容が難しいので、理解することができない。「誰にもやさしい説明書」等を作成していただきたい。
- (3) 年金事務所の窓口の職員の対応がスムーズにいかない。
障害者に対する接遇の研修などをしていただきたい。
- (4) 年金特別便・年金定期便の封筒に音声コードを付けていただいておりますが、中味に関して、音声コード付き、又は点字になっていないので、自分の方から機構にお願いしたら、音声コード付き、又は点字にした内容を返送していただきたい。
- (5) 知的障害者の年金申請については、家族が申請書を記入されるケースが多いですが、正しい記入方法がわからず、ハンズ（障害者団体）に相談に来るケースが多い。障害者年金の申請書等の書き方を教えてもらえる場所の設置をお願いしたい。
- (6) 視覚障害者が利用する際、複数の行員が立ち会うなどして、代筆、代行を容易に行なえるようにして頂きたい。
- (7) 聴覚障害者が利用する際、手話通訳の設置をお願いしたい。
- (8) 中途失聴者・難聴者が利用する際、筆談対応の徹底をお願いしたい。

3. バリアフリーについて

- (1) 高いカウンターでの対応が困難な障害者に対して、低いカウンターやテーブル、イス等、また杖等を置く（立てかける）といった工夫をしていただきたい。
- (2) 機構内や敷地内の段差、点字ブロックなどの積極的なバリアフリー化の促進をお願いしたい。
- (3) 聴覚障害者は、FAX やメールでの問い合わせになりますが、回答を速やかにお願いしたい。
- (4) 日本年金機構のバリアフリー化の進捗状況をお知らせ願いたい。

4. 障害者雇用について

日本年金機構の障害者法定雇用率は2.1%であるが、実雇用率は如何でしょうか。お知らせ願いたい。

5. 最後に

最後に、現在内閣において障害者権利条約の批准並びに障害者制度施策の改革をめざして、障害者制度改革推進本部を設置し、その下に同推進会議を設けて、障害者基本法の改正をはじめ、合理的配慮を欠いた場合も差別であるという、障害者差別禁止法の制定に向けて、各法律等が障害者権利条約の各条項に違反していないかの見直しについて検討されているところです。

したがいまして、日本年金機構におかれても、障害者権利条約との整合性について是非検討されるようお願いいたします。

公的年金の業務・運営等に対する意見

日本年金機構運営評議会
座長 岩村正彦 様

平成 22 年 9 月 29 日
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
理事長 副島宏克

日頃より、知的障害のある人を持つ家族と本人の団体である本会に対して、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

現在、我が国は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指しています。政府においては、障がい者制度改革推進本部の下、障がい者制度改革推進会議等で新たな制度の構築に向けた議論が進められており、本会も参画し、大きな期待をもっているところです。

障害基礎年金は、憲法第 25 条の生存権に基づき、「健全な国民生活の維持及び向上に寄与する」ものであり、現在、様々な困難を抱える知的障害のある人たちの生活を支える重要な所得保障となっています。

ついては、本会の意見を以下のとおり申し述べますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

○障害認定について

既述したように、障害基礎年金は、地域で暮らす知的障害のある人たちの主たる収入となっており、暮らし全体を支えるものとなっています。

一昨年、一部の地域において、就労したことのみをもって同年金の支給停止の例がみられました。それに対して社会保険庁は、昨年 7 月に「障害基礎年金の障害認定及びその結果に係る年金受給者の方への教示について」(地方社会保険事務局長宛、事務連絡)で、単に就労したことのみではなく、総合的な判断が必要であり、かつ就労している場合であっても、様々な観点からその状況を慎重に判断すべきものであるとの見解を示しています。

このことは、障害認定が、必ずしも明確な基準に基づくものではなく、各地の社会保険事務所並びにその認定医の判断に多くを委ねている状況を示しており、危惧しています。

ついては、各地の社会保険事務所並びに認定医に障害認定の際の留意事項として、就労した(している)ことのみをもって判断することなく、様々な観点からその状況を慎重に判断すべきであることを周知徹底するとともに、障害基礎年金の趣旨や知的障害福祉に知見のある認定医を選任できる仕組みについて検討する必要があると考えます。

○障害認定基準の見直しについて

まず、知的障害は、身体障害における「身体機能」や精神障害の「疾病」とは異なるもので、「状態像」を示す障害であり、医師の診断や判断だけでは認定が困難な障害といえます。一方、現行の認定基準は、次のとおりとなっています。

- 1 級…知的障害があり、日常生活への適応が困難で、常時介護を要するもの
- 2 級…知的障害があり、日常生活における身の処置にも援助が必要なもの
- 3 級…知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの

以上のように、日常生活における能力や困難性を示していますが、その評価や方法に客観的な仕組みがない現状であると考えます。また、この等級の内容的は、日常生活における困難性や支援の必要度の高低を示したものとは思えません。さらに、所得保障の必要性の尺度との関連も不明瞭と考えます。

特に、知的障害のある人たちが地域で生活し、就労する場合、その多くは様々な支援によってそれが可能であり、知的障害そのものが軽減しているわけではないと考えます。ついては、現行の障害認定基準とその認定方法を抜本的に見直す必要があると考えます。

○障害認定基準と所得制限のダブルスタンダードの問題

現行の国民年金法並びに同施行令では、支給の要件には未就労は明記されていません。また、年間所得額が約 360 万円(単身)を超えないかぎり、減額ないし支給停止にはならないことにもなっており、このことは、給与所得等を想定して、所得制限が設けられていると理解されます。

しかし、現状では、社会保険庁の通知による「障害認定基準」により、所得額に関係なく、支給停止等が行われています。これは、明らかなダブルスタンダードとなっており、問題があると考えます。

○審査期間の短縮

現在、障害基礎年金の審査が長期間となっており、請求から裁定までの間、請求者が長い間待たなければならない状況があります。

ついては、障害認定の基準や手続きの見直しと合わせ、審査期間を短縮する必要があると考えます。

○診断書の様式等について

現行の請求の際の診断書は、「精神の障害用」の所定用紙に精神障害と知的障害の順に記入するようになっていることにより、知的障害の特性を記入しにくい現状があります。ついては、「精神障害」と「知的障害」それぞれの専用の診断書に分ける必要があると考えます。

また、知的障害の場合、身体的には元気なことから、主治医を持たない場合があります。従って、医師によっては、知的障害の特性や障害基礎年金の仕組みを理解しないまま、診断書の記入が行われ、請求者の状況が適切に反映されない場合があります。ついては、適切な診断書となるよう記入要領等に配慮する必要があると考えます。

○窓口対応について

現状において、障害認定の地域差も想定されるなか、支給停止等に対して再審査請求を行おうとした人に対して、窓口で安易に再請求結果を予測して、受け付けようとしなない例もみられます。再審査請求に至る理由や状況に十分配慮し、丁寧な対応を図るべきであると考えます。

平成 22 年 9 月 29 日

日本年金機構運営評議員会殿

特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会

精神障害における障害年金に関する意見

- 1、 資料①、②、③にて説明致しましたように、障害年金を受給後の国民年金保険料の取扱い等について、法律解釈が代わり、それを知らされていない人々がたくさんいます。誤払いのままになっている保険料はどうなるのでしょうか。また還付を請求しても窓口の対応は様々で障害者とその家族が困っています。年金機構の方から、誤払い扱いになっている人に通知をしてほしいと思います。また窓口への周知を十分に行ってください。
- 2、 将来どうなるか全くわからない障害の状況による老齢年金の額を心配し、障害のため収入のない、あるいはごくわずかな当事者に代わって、高齢に向かっていく親が追納で保険料を納め続けるということは、あまりに無情なことです。もともと障害のために保険料が納められないことが法定免除に結びついているならば、法定免除期間は払い済み期間にするべきです。
- 3、 精神障害は、最初の発病が認識されないことが多くあります。そのために受診が遅れることが多く、また受診後数年は病気との闘いの日々が続きます。病気が治らない、障害状態になったと当事者、家族が認識するまでには多くの時間を要します。そのために障害年金の請求に際して、遡及請求に該当することも少なくありません。しかし請求受付窓口でこのことを説明せず、診断書も1枚しか渡さない窓口が多くあります。家族・当事者が障害年金の請求の手続きに来た時、遡及に該当する人には遡及請求ができることを説明して下さい。
- 4、 精神の診断書は機能障害と共に日常能力の程度を記載するようになっていきます。しかし主治医は当人の日常生活状況をあまり把握していないために、現在の診断書の内容では障害認定にマイナスに影響することが少なくありません。医師からは日常生活状況については記載しにくいという意見も出ています。また日常生活はそこそこできても、全く働くことができない精神障害も多く、人間関係、社会生活上の課題を多く抱えています。そうしたことを踏まえ、現在の診断を再考し、より障害を明確にできる診断書に改定するため、当事者、家族を含めた検討会議等を設けてください。

障害基礎年金の受給権を遡及して取得した場合における納付済保険料について

(第89条第1号)

国民年金
社会保険庁

資料
①

障害基礎年金の受給権を遡及して取得し法免該当者となった場合であって、法免該当日以後の保険料を納付していたときは還付できると思うがどうか。

法的には、障害基礎年金等の受給権者となったときは、裁定の有無にかかわらず、当然に保険料は免除されると解されるものである。ただし、障害の程度が軽快した場合等にあつては、保険料の還付を受けることが将来の年金給付の上で不利益な取扱いを受けたことにつながることから、障害の程度が減退しないこと^(等)が確認された場合に限った取扱いとされたい。

〔国民年金^{逐条改正経過}質疑応答集覧より〕

資料
②

(別添1)

庁保険発第 0929001号

平成18年9月29日

三重社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長

(公印省略)

国民年金保険料の還付に係る事務の取扱いについて (回答)

「国民年金保険料の還付に係る事務の取扱いについて (照会)」(平成18年9月26日三局文発第1282号) について、下記のとおり回答する。

記

国民年金保険料については、国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条の規定により障害基礎年金の受給権者となるなど定められた要件に該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料について、既に納付されたもの及び同法第93条第1項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しないものとされている(法定免除)。

これは、障害基礎年金の受給権発生日等の属する月の前月分以降の保険料については、同日前に納付のあったものを除いて納付義務自体が生じないためであり、その結果、同日以降において納付されていた保険料は、還付することとなるものである。

このため、障害基礎年金が裁定され、その受給権が遡って発生した場合には、当該受給権発生日以降に納付されていた保険料(同日の属する月の前月以降の保険料に限る。)は還付することとなるが、障害の程度が軽快した場合にあっては、保険料の還付を受けることが将来老齢基礎年金を受ける上での不利益な取扱いにつながる恐れがあることから、障害の程度が軽快する可能性のある被保険者については、保険料を還付するに際し、その旨を説明すること。

なお、説明した結果、被保険者が還付対象となる保険料に係る期間を保険料納付済期間とすることを希望する場合には、追納制度¹⁵を活用することにより対応すること。

年機構発第276号

平成22年5月31日

特定非営利活動法人全国精神保健福祉会

理事長 川崎 洋子 様

日本年金機構国民年金部長



障害年金の受給権を得た後の国民年金保険料の取り扱いについて (御回答)

平素より、国民年金事業の運営につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年4月6日付けで御質問をいただいております標題の件につきまして、現状等を踏まえまして以下のとおり回答させていただきます。

また、御要望の回答期限より回答が遅れましたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

(御回答)

国民年金の被保険者が障害基礎年金の受給権者となったときは、国民年金法第89条において当該受給権発生日以降の保険料を納付することを要しない(法定免除)とされているため、その受給権が遡って発生した場合であって、当該受給権発生日以降に保険料(同日の属する月の前月以降の保険料に限る。)が納付されていた場合は、この保険料は被保険者に還付することとなります。

この取扱いにつきましては、平成18年9月29日付け庁保発第0929001号「国民年金保険料の還付に係る事務の取扱いについて(回答)」におきまして、当時の社会保険庁運営部年金保険課長から地方社会保険事務局長を通じて社会保険事務所長に対して具体的に示されたところです。

日本年金機構におきましては、平成18年の通知に基づいて受給権発生日以降に納付されていた保険料を還付することとして事務を進めることとなりますが、保険料の還付により保険料納付済期間の月数が減少するため、将来、老齢基礎年金を受ける上での不利益な取扱いにつながる恐れがあることから、障害の程度が軽快する可能性のある被保険者の方々には保険料を還付する際にその旨の説明を行い、法定免除期間について納付を希望される方には保険料の追納制度を活用することをあわせて説明することとしているところです。

いずれにしましても、この取扱いについては被保険者の方々に対して十分な周知を行うことは非常に重要なことであると認識しておりますので、今後とも、担当者会議の場などを通じ、各年金事務所及び市町村に対するこの取扱いの周知徹底を図るなど、被保険者の不利益につながることをないよう取組を進めてまいりたいと考えております。